正七位に叙する（各通）　金行　四郎　佐々木友堪
従七位に叙する（以上九月二十六日）　野田　昌計
従七位に叙する　知名　孝
正五位に叙する　大村　政敏
正六位に叙する（各通）　藤井　清治
従六位に叙する　有馬　嘉明
正七位に叙する（以上九月二十七日）　杉村　昭司
青木　義信　池田　敏明
従五位に叙する（各通）　大橋　堅固
従六位に叙する（以上九月二十八日）　柳澤　聖
○叙勲
旭日小綬章を授ける　青木　眞一
（茨城県議会議員）　城　照治
旭日双光章を授ける（以上九月二十二日）　武西　毅
旭日双光章を授ける　原田　孝利
旭日単光章を授ける　内田　文秀
（以上九月二十四日）　八木　秋夫
旭日単光章を授ける　井上　忠司
（各通）（以上九月二十三日）　中田　孝一
旭日双光章を授ける　吉沢　忠義
旭日双光章を授ける　荒井　龍市
旭日単光章を授ける（各通）（以上九月二十三日）　中村　嵜
旭日双光章を授ける　溝江　健
旭日単光章を授ける　石山　信廣
（各通）（以上九月二十四日）　本多　俊作
旭日双光章を授ける　角南　活一　戸田　裕
旭日双光章を授ける（各通）　藤田　祐輔
旭日単光章を授ける（以上九月二十五日）　壹岐　哲彌　出雲路臺一朗　後藤田邦晴
瑞宝小綬章を授ける（各通）　岩部　博克　大森　邦彦　神田　卓美
菅野　公夫　河野　護　佐野順之助
高橋　惇子　塚本　照美　平井　健一
深田　旭伯　渡邉　澄　石典
瑞宝双光章を授ける（各通）　泉川　裕　門田　知　古川　進
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十二日）　川東　通章
瑞宝小綬章を授ける　城　照治　佐野　寛　瀬古　喜一
武西　毅　田中　猛　田中　實
原田　孝利　水野　正信
瑞宝双光章を授ける（各通）　内田　文秀　橋本　京一
八木　秋夫　遊佐　頌三
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十三日）　井上　忠司　上原　芳夫　落合　勇
中田　孝一　森本　敏夫　吉岡　達男
吉沢　忠義
瑞宝双光章を授ける（各通）　荒井　龍市　大野　矩成　柴田　定嘉
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十四日）　（北見工業大学名誉教授）　森　訓保
瑞宝中綬章を授ける　石倉　幸男　齋藤　正夫
中村　嵜　長谷川澄夫　松本　文夫
溝江　健　山本　溪泉
瑞宝双光章を授ける（各通）　石山　信廣　植田　正彦　嶋田　勲實
本多　俊作　山内　壽男
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上九月二十五日）　水野　濱雄
瑞宝双光章を授ける　室橋　和夫
瑞宝単光章を授ける（以上九月二十六日）　藤井　清治
瑞宝小綬章を授ける　上松　武司　大村　政敏　知名　孝
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上九月二十七日）　青木　義信
瑞宝双光章を授ける（九月二十八日）　本邦駐箚オーストリア共和国特命全権大使　ユッタ・シュテファン・バストル
旭日大綬章を贈与する（十月二十一日）

皇室事項

御見舞電報
天皇陛下は、トルコ国で発生した地震について、十月二十八日同国大統領閣下へ御見舞電報を発せられた。
御祝電
天皇陛下は、十月二十九日トルコ国の共和国創立記念日につき、同月二十八日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。
平成二十三年十一月一日
金融庁長官　畑中龍太郎

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

定款の施行に関する規則

（目的）
第1条　この規則は、定款第７条の規定に基づき、定款の施行に関し必要な事項を定める。
（協会員名簿の公開）
第2条　本協会は、協会員の商号、名称又は氏名及び住所、法人である場合においてはその代表者の氏名、その他必要と認める事項を記載した協会員名簿を作成し、協会員及び公衆の縦覧に供する。
（会員権の承継）
第3条　定款第９条第３項に規定する会員権の承継に関する事項は、次の各号の一に該当する場合とする。
(1)　法人である会員が合併した場合において、その合併により存続し、又は新設される法人が貸金業者であるとき。
(2)　個人である会員が死亡した場合において、貸金業法（昭和58年法律第32号。以下「法」という。）第10条第３項の規定により相続人が貸金業者とみなされたとき及び当該相続人が貸金業登録を受けたとき。
（協会員代表者の資格要件）
第4条　定款第11条第１項に規定する協会員代表者は、次の各号に掲げる要件を満たす者でなければならない。
(1)　協会員代表者は、登記された代表取締役であること。
(2)　法第６条第１項第１号から第７号までの規定に該当しない者であること。
（届出事項）
第5条　定款第12条に規定する協会員の届出は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。
(1)　他の会社と合併したとき（当該協会員が合併により消滅した場合の当該合併を除く。）。
(2)　分割により他の会社の事業の全部又は一部を承継したとき。
(3)　他の会社から事業の全部又は一部を譲り受けたとき。
(4)　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てを行ったとき。
(5)　破産手続開始、再生手続開始又は更生手続開始の申立てが行われた事実を知ったとき。
(6)　定款を変更したとき。
(7)　法第24条の６の３の規定により、業務改善命令を受けたとき。
(8)　法第24条の６の４の規定により、登録の取消し、業務の停止又は役員の解任命令を受けたとき。
(9)　法の規定により罰金の刑を受けたとき。
(10)　法の規定に基づく検査が開始されたとき及び当該検査が終了したとき。
(11)　協会員として遵守すべき法令等に違反する行為が行われていた事実を認識したとき。なお、本協会の監査又は法に基づく検査等において協会員として遵守すべき法令等に違反する行為があった旨の指摘を受けたときも同様とする。
(12)　前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。
（報告事項）
第6条　定款第12条に規定する協会員の報告は、次に掲げる場合にこれを行うものとする。
(1)　法第７条に規定する登録換えをしたとき。
(2)　法第８条に規定する変更の届出を行ったとき。
(3)　法第10条第１項各号に規定する廃業等の届出を行ったとき。
(4)　法第24条の６の２各号に規定する開始等の届出を行ったとき。
(5)　法第24条の６の９に規定する事業報告書を作成したとき。
(6)　法第24条の６の10の規定に基づく業務報告書を作成したとき。
(7)　前各号に掲げるときのほか本協会が必要と認めるとき。